

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年3月25日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

厚生省社会・援護局保護課発行の生活保護手帳（別冊問答集）問192によれば、入院患者の基準生活費の算定においては、入院の属する月は居宅基準の額が計上されることとなっている。本件入院は平成31年3月1日からであるから、3月分の保護費は居宅基準によるべきである。

したがって、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 1 月 1 4 日	諮問
令和 2 年 1 月 2 0 日	審議（第41回第1部会）
令和 2 年 2 月 2 1 日	審議（第42回第1部会）
令和 2 年 3 月 1 6 日	審議（第43回第1部会）
令和 2 年 5 月 2 2 日	運営規程11条適用による書面審議

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保

護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護基準による入院患者日用品費等についての定め

法 8 条 1 項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）においては、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

このうち、生活扶助の項目に係る支給額の算定方法等については、保護基準（ただし、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用される同年 9 月 4 日厚生労働省告示第 3 1 7 号による改定後のもの。以下同じ。）の別表第 1 「生活扶助基準」において定められている。

ここでは、「基準生活費」について、入院患者日用品費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによるとされており（別表第 1 ・第 1 章・1 ・(2) ・ウ）、また、「入院患者日用品費」については、病院又は診療所に 1 箇月以上入院する者を対象に算定すること、基準額は 2 2, 6 8 0 円、地区別冬季加算額（1 1 月から 3 月まで）は 9 8 0 円（VI 区の場合）であること（いずれも月額）が定められている（同第 3 章・1 ・(1) 及び(2) ・ア、なお、東京都は、同(3) 及び第 1 章・1 ・(2) ・イの表により、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI 区」の区分とされる。）。

また、保護基準別表 1 の第 2 章には、生活扶助において加算すべき各加算項目が示されているが、その 1 つとして、「障害者加算」があり、入院患者で国民年金法施行令別表に定める 1 級に該当する障害のある者に支給すべき月額額は 2 1, 8 9 0 円とされている（第 2 章・2 ・(1) 及び(2) ・ア）。

(3) 局長通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 7・2・(3)・アによれば、入院患者の基準生活費について、「病院又は診療所…において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12 月における期末一時扶助は算定するものとする。」とされている。また、同エによれば、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合…は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）は要しないものとする。」とされている。

同じく局長通知第 7・2・(2)・エ・(エ)によれば、「障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。」とされている。

(4) 職権による保護の変更についての法令等の定め

法 25 条 2 項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-2（答）2 によれば、扶助費の額を遡及変更して過渡分を戻入する必要がある場合、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えるべきであるとされている。

局長通知第10・2・(8)によれば、最低生活費の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

問答集13-3(答)によれば、上記返納額を収入充当額として計上する場合は、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきであるとされている。

上記のうち、局長通知は処理基準であり、問答集の該当の記載は法令の解釈として合理的なものと認められる。

2 以上を前提に、本件について検討する。

- (1) 処分庁は、従前より、請求人に対する保護を実施していたところ、請求人が平成31年3月1日に〇〇病院に入院したことから発生した本件過払金を6分割して、このうち、10,215円について同年4月分の保護費の算定において収入充当することとし、同時に冬季加算を削除することとして本件処分を行ったものと認められる。

したがって、本件処分は、上記1・(1)の法8条及び同(2)の保護基準、同(3)の局長通知、並びに同(4)の法25条2項に則ってなされたものであり、また、本件処分により計上された保護費の額の点についても、平成30年度における保護の実施に際して適用される保護基準を適用して、適正になされたものであることから、違法又は不当な点は認められない。

- (2) なお、本件処分通知の保護変更の理由欄には、「基準改定 冬季加算削除 繰越分割認定」との記載がなされている。上記で述べたとおり、本件処分は、冬季加算を削除し、本件過払金のうち10,215円を平成31年4月分の保護費の算定において収入充当した

ものであるところ、「基準改定」の部分は、平成31年4月1日から適用される同年3月29日厚生労働省告示第145号による改定を摘示したものと認められるが、同改定を原因として請求人の受けている保護に係る権利義務に直接影響を及ぼした点は特に認められないから、当該記載部分は、いわゆる余事記載に当たるものと認められる。当該記載は、処分庁のシステムの処理上、保護基準による変更がない世帯にも一律に記載されているようであり、適正な処分変更の理由としては認められないが、このような余事記載があることをもって、本件処分が違法又は不当なものとなるとまでは認められない。

また、「繰越分割認定」の部分については、この記載のみからは、本件処分の理由が本件過払金を翌月以降の保護費の算定において分割して収入認定するものであることを容易に理解することはできない。理由の提示の運用が不相当であると認められることから、当審査会としては、処分庁に対し、今後、理由の提示について、適切に対応することを求める。

- (3) 請求人は、第3のとおり、本件入院は、平成31年3月1日から開始したものであるのに、同月分の保護費から入院基準に切り替えたことは、局長通知（上記1・(3)）に違反している旨主張していると解される。

しかし、請求人が主張の根拠とする上記局長通知の規定は、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合…は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。」としており、問答集問7-29（答）(1)でも、月の中途（月の2日以降）で入院した者である場合は、入院患者日用品費は入院費の属する月の翌月の初日から計上するとされている。したがって、本件入院（平成31年3月1日開始）は、月の中途から

の入院に当たらず、基準生活費によらず入院患者日用品費を計上するのは、入院した日の属する月（平成31年3月）からということになる。したがって、請求人の主張するような違法は認められない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹